

令和1年度 所定疾患施設療養費

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について下記の条件を満たした場合において評価されることになりました。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康を守ることが出来、安心して入所頂けるように行っています。

その為、毎年、前年度の治療の実施状況を報告致します。

- 1、対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。
 - ・肺炎の者・尿路感染症の者・带状疱疹の者（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）
 - ※入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行ったときに算定する。
 - ※同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。
 - ※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
- 2、診断名、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 3、請求に際して、診断・行った検査・治療内容等を記載すること。
- 4、当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 5、介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎・尿路感染症及び带状疱疹に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。

○令和1年度 長浜ひまわりにおける所定疾患施設療養費 算定人数及び日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	5	12	13	17	10	7	7	11	17	6	18	7	130
日数	32	72	72	110	58	47	49	62	109	37	88	44	780

○主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、抗ウイルス軟膏、皮膚清潔など診察結果をもとに適宜必要な処置を行っています。

○投薬・注射内容

肺炎	14名	クリンダマイシン、バズクロス、リドカイン、チエナム、メロペネム、セフトリアキソン、ユナシン、ジェニナック、クラリスロマイシン、レボフロキサシン
尿路感染症	116名	ユナシン、リドカイン、チエナム、クリンダマイシン、トキオ、ピペラシリン、ミノサイクリン、バズクロス、メロペネム、ホスミシン、ファロム、レボフロキサシン、ミノマイシン、フロモックス、コタロー、クラリスロマイシン、バクシダール、バクタ、クラビット細粒、フルコナゾール、アモリン
带状疱疹	0名	